

少量製造・取扱い作業の把握が可能なばく露調査手法の検討

(第5回小検討会における主な意見)

- 本報告制度の検討段階で、P R T R法にかかる調査結果を参考に有害物ばく露作業報告に関する対象物の製造・取扱いの裾切値を500kgにしたが、一般環境におけるリスクを考慮しているP R T Rと労働者のリスクを評価するための本報告制度との性格が異なるのは当然である。数年を経て、少量製造・取扱いの把握にかかる問題が生じたのであれば、裾切値についても検討することが妥当である。

- 平成17年5月の「労働者の健康障害防止に係るリスク評価検討会報告書」において、「統計学的な代表性を担保するために無作為に抽出されたデータに基づいて実施することが重要であり、これら無作為性を損なわないためには、測定データを任意に抽出することができる仕組みを整える必要がある。」としているが、実際の作業環境測定では比較的ばく露の多そうな事業場或いは作業を選んで測定している。この辺りを十分検討する必要がある。

- 日本全体の事業場におけるばく露レベルの平均値を知ろうと云うのではなく、リスクの高い事業場を特定する場合には、ばく露レベルを層別にグループ分けして、ばく露が高いと思われる事業場のグループの中でランダムサンプリングを行う方法が妥当ではないか。

- 統計学的解析手法やばく露モデルの活用は、「その他」ではなく「ばく露レベルの評価方法」として検討していくべき。